

## 報告事項No. 2 資料

### 「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」関連資料

#### 改正内容① 電子署名の定義の追加

●電子署名とは・・・紙文書での印鑑に相当するもので、電子文書の作成者を証明して、なりすましや改ざんを防止する技術です。

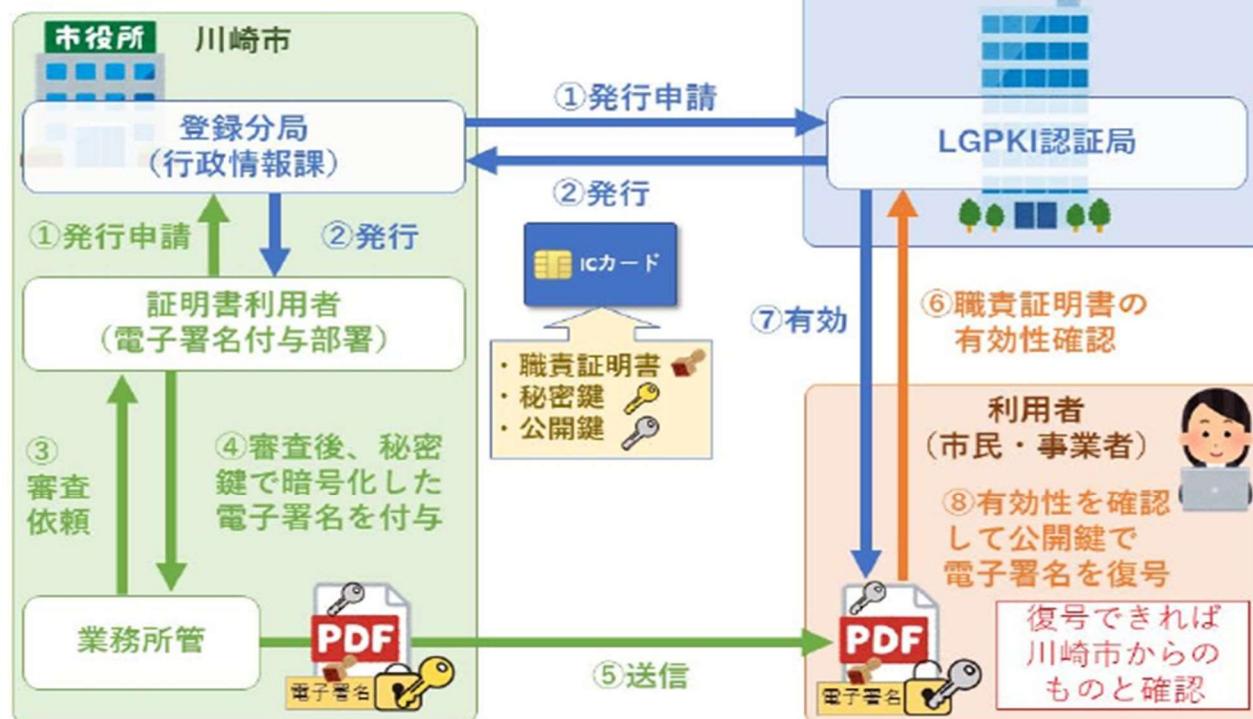
これまで本市からの処分通知等は書面により送付しているところですが、市民等からオンラインで申請があった場合、デジタル化の推進に向け、次に掲げる証明書に基づく電子署名が使用されることも想定されるため、本市におけるオンライン手続で使用される電子署名の定義に位置付けます。

●官職証明書とは・・・国の行政機関において、作成者の職責（例：文部科学大臣）を証明するもので、本市がこれを用いて電子文書へ電子署名を行うことはありませんが、相手方が本市に申請する際に使用することが想定されます。

●職責証明書とは・・・地方公共団体において、作成者の職責（例：川崎市長）を証明するもので、本市はこれを用いて電子文書へ電子署名を行っています。

【本市における仕組は下図のとおり】

#### LGPKI電子署名の仕組



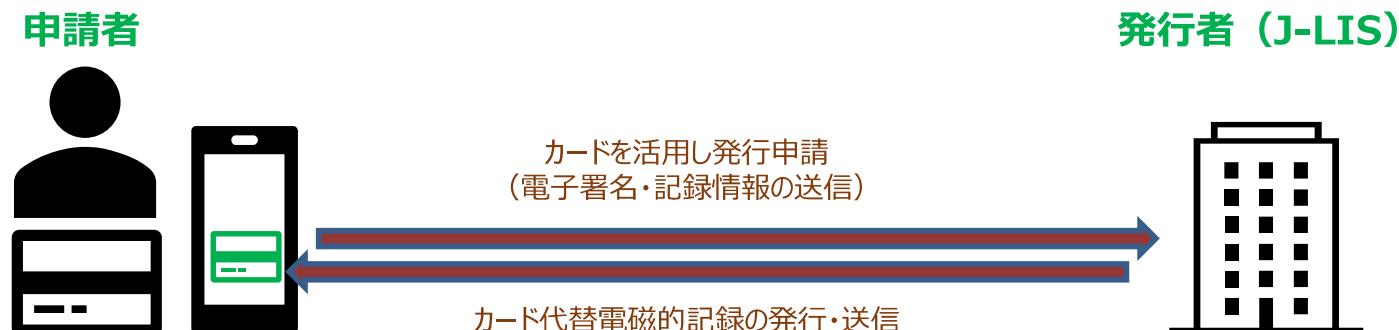
※LGPKI…地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が運営する地方公共団体組織認証基盤のこと

## 改正内容② 申請における住民票の写し等の添付省略（スマートフォン搭載の利用）

- マイナンバーカードと同等の機能をスマートフォンに搭載し、マイナンバーカードを持ち歩かなくても、スマートフォンで同じ本人確認を行えるようにする。
- 既に措置済のマイナンバーカードの電子証明書機能に加え、マイナンバーカードが保有している基本4情報等（氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真）をスマートフォンに搭載し、本人の了解のもとで、相手方に提供できるようにする。

### ■ 申請・搭載時

～はじめは、マイナンバーカードをかざして、スマホにマイナンバーカード機能をダウンロード。



### ■ 利用

～マイナンバーカード機能を使うときは、カードをかざすことなくスマホだけで官民の手続きが完了。

(マイナンバー法上の本人確認等が可能)

- マイナンバー法上の本人確認で利用可能



本市への申請において、住民票の写し又は住民票記載事項証明書の添付を省略できるようにします。

- 様々な行政手続・民間サービスでも利用可能 (本人確認、年齢確認、住民確認等)



※1 デジタル社会形成基本法等の一部改正法：

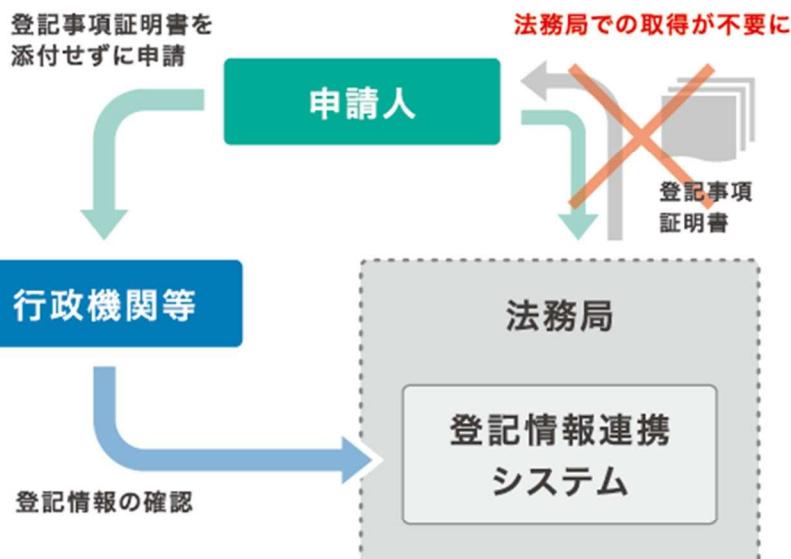
情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律

※2 マイナンバー法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

### 改正内容③ 申請における登記事項証明書の添付省略（登記情報連携システムの利用）

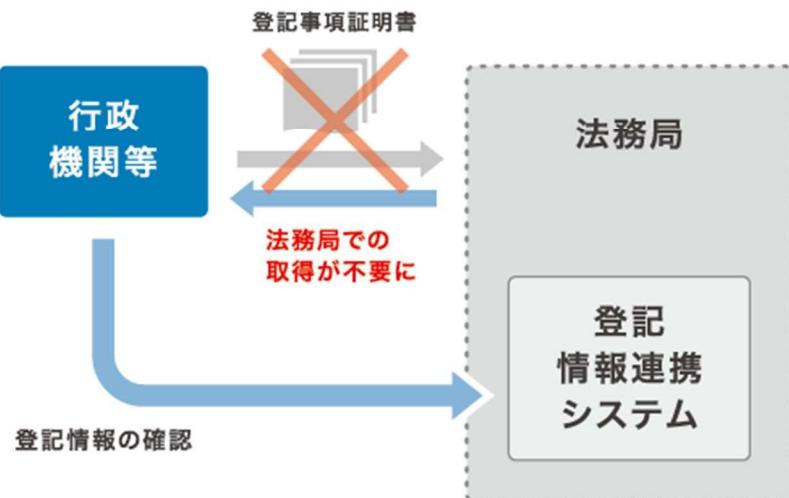
登記情報連携は、LGWAN でアクセス可能な国のシステムを活用した取組で、(1) 法令に基づき登記事項証明書の添付を求めていいる手続における添付省略と、(2) 公用請求の代替があり、それぞれ、利用者の利便性向上、職員の業務効率化に繋がるものとなっています。

#### 登記事項証明書の添付省略



法令に基づき、登記事項証明書の添付を求めていいる手続について、行政機関等が登記情報連携を活用することで、申請人は申請等に際して登記事項証明書を添付する必要がなくなる（事前に法務局で登記事項証明書を取得する必要がなくなる）。

#### 公用請求代替



行政機関等が登記事項証明書を職務上請求する事務（いわゆる公用請求）について、登記情報連携を活用することで、行政機関等の職員は法務局へ請求することなく、すぐに登記情報を確認できる。

上記のような法令に基づく手続に加えて、今回の規則改正により、本市の条例・規則に基づく手続においても、商業・法人登記又は不動産登記の登記事項証明書の添付を求めていいるものについて、これらの添付を省略できるようにします。